

秋川流域斎場組合監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年8月25日

秋川流域斎場組合代表監査委員

山本征孝



秋川流域斎場組合監査委員

澤本幹男



令和元年度定期監査結果報告

(1) 報告事項

秋川流域斎場組合監査基準(令和2年秋川流域監査委員斎場組合監査委員告示第1号)第14条に規定する事項

(2) 監査等の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

(3) 監査等の対象

秋川流域斎場組合

(4) 監査等の着眼点(評価項目)

決算書等の計数は正確か、予算執行は関係法令に従って適正かつ効率的に行われていたか、歳入歳出差引残額、財産の管理は適正に行われていたか、財政運営は健全か等

(5) 監査等の実施内容

① 監査期日 令和2年8月25日

② 監査会場 ひので斎場会議室

③ 監査方法 令和元年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等、関係書類の提出を求め、関係職員からの説明を聴取した。

(6) 監査等の結果

関係職員から説明を聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、出納検査結果と共に事務処理状況等は概ね適正に処理されているものと認められた。